

被害の実態に即した性犯罪施策の課題（１）

— 平成29年刑法改正法に関する国会論議 —

内田 亜也子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正法の成立に至る経緯
 - (1) 性犯罪の罰則に関する検討会及び法制審議会における検討
 - (2) 法案の提出と審議経過
3. 改正法等の見直しに関する主な論点の国会論議
 - (1) 暴行・脅迫要件等の緩和、撤廃（不同意性交の処罰）
 - (2) 地位・関係性を利用した性交等に関する罰則の見直し
 - (3) 強姦性交等罪の処罰対象行為の拡大
 - (4) 性犯罪に関する公訴時効の見直し
 - (5) 配偶者間における強姦性交等罪成立の明記
 - (6) 性交同意年齢の引上げ
 - (7) 刑法の性犯罪に関する条文の位置
 - (8) 公判段階における被害者のプライバシー保護等のための手続
4. おわりに

1. はじめに

平成29年6月に成立した「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）は、明治40年の刑法制定以来110年ぶりの性犯罪に関する大改正であったが、国会審議では残された課題の指摘が相次ぎ、改正法施行¹3年後の検討条項を附則に追加する衆議院修正とともに、衆参両院の法務委員会で幅広い事項の附帯決議が付された。その後、平成31年3月に性犯罪の無罪判決が続いたこと等を契機に改正法の更な

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和2年5月11日である。

¹ 施行日は平成29年7月13日

る見直しを求める機運が高まる中²、検討条項に基づき「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」（以下「実態調査WG」という。）を設置して調査を進めてきた法務省は、令和2年3月、報告書の公表とともに「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置した³。そこで、政府において法改正に向けた検討が始まるのを機に、これまで国会で議論されてきた性犯罪施策の諸課題について、2回にわたってまとめる。まずは本稿では、改正法の成立経緯と改正法等の見直しに関する主な論点の国会論議を紹介する⁴。

2. 改正法の成立に至る経緯

（1）性犯罪の罰則に関する検討会及び法制審議会における検討

性犯罪の罰則については、現行刑法（明治40年法律第45号）制定以来、基本的な構造はほとんど変化がなかったが⁵、性犯罪をめぐる社会の意識の変化に伴い、当該罰則が近時の性犯罪の実態に即していないとの観点から、様々な指摘がなされるようになった⁶。

これらの指摘を踏まえ、法務省は、性犯罪の罰則の在り方を検討するに当たり論点を抽出・整理し、今後の検討の方向性について幅広く意見を反映させるために、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等から成る「性犯罪の罰則に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。検討会は平成26年10月から計12回の会議を開催し、翌年8月6日に「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書を公表した。

検討会の報告書を受け、平成27年10月9日、法制審議会へ諮問第101号が発出された。これを受けて法制審議会に設置された「刑事法（性犯罪関係）部会」は、同年11月から計7回の審議を行い、平成28年6月16日、刑法改正案要綱（骨子）修正案を部会の意見として法制審議会総会に報告することを、採決により決定した⁷。法制審議会総会においては、

² 「「同意ない性行為処罰を」被害者ら法務省に要望」『読売新聞』（令元. 5. 14）、「いちからわかる 性暴力へ抗議の動き 全国に広がっているね」『朝日新聞』（令2. 3. 9）、「社説 性暴力の逆転有罪「魂の殺人」阻む刑法に」『東京新聞』（令2. 3. 14）、「社説 性犯罪の処罰 被害踏まえた法制に」『毎日新聞』（令2. 3. 23）等

³ 法務省ホームページ「法務大臣閣議後記者会見の概要」（令2. 3. 31）〈http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00059.html〉

⁴ 次稿では、参議院法務委員会において付された附帯決議に対する政府等の対応状況について取り上げる。

⁵ ただし、昭和33年に輪姦形態による強姦罪等の非親告罪化（刑法の一部を改正する法律（昭和33年法律第107号））、平成16年に強制わいせつ罪、強姦罪、強姦致死傷罪等の法定刑引上げ及び集団強姦罪等の新設（刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号））などの法改正はされている。

⁶ 平成16年の「刑法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第156号）や平成22年の「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成22年法律第26号）の法案審議の際、衆参両院の法務委員会において、性犯罪の罰則の在り方について更に検討することを求める附帯決議が付されたほか、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）においても、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」とされた。また、国連の各人権委員会においても、強姦罪の罰則強化、性犯罪の職権による起訴（非親告罪）、性交同意年齢の引上げ、配偶者強姦の明示的な犯罪化、近親相姦や男性に対する強姦を犯罪として規定すること等について、勧告が出されてきた。

⁷ 採決結果は賛成14名、反対1名。反対した宮田桂子委員（弁護士）は、その理由として、①強制性交等罪は対象範囲の拡大と法定刑の下限引上げという二重の重罰化となるので、財産刑の法定刑を見直す等別の方策を考えるべき、②性犯罪の重罰化は、加害者の社会からの排除を肯定するような誤ったメッセージを国民に与え、その円滑な社会復帰を阻害する、③性犯罪の重罰化だけでは再犯防止は図れず、更生保護体制の充実等も必要である旨の発言をしている（法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第7回会議議事録（平28. 6. 16）10～12頁）。

同年9月12日に当該修正案の報告を受け、全会一致で採択され、法務大臣に答申された。

答申された要綱（骨子）について、被害者団体等からは、評価する声がある一方、検討会で議論がされたものの要綱（骨子）に盛り込まれなかった論点（図表1参照）を引き続き検討するよう求める意見も出された⁸。他方で、性犯罪の厳罰化だけでは抑止力にならず、加害者を減らすための再犯防止策等も考えるべきとの意見も出された⁹。

図表1 検討会及び法制審議会における検討結果

検討会の検討結果	主な論点	法制審議会の検討結果 (要綱（骨子）の概要)
積極意見 が多数	・ 性犯罪の非親告罪化	同左
	・ 強姦罪等の法定刑の下限の引上げ	同左 (強姦罪の法定刑の下限を懲役3年→懲役5年、強姦等致死傷罪の法定刑の下限を懲役5年→懲役6年に引上げ)
	・ 集団強姦罪、集団強姦致死傷罪の廃止	同左
	・ 強姦犯人が強盗をした場合、強盗強姦罪と同様に処罰する規定の整備	同左 (強姦行為と強盗行為を同一機会に行った場合はその先後を問わず無期又は7年以上の懲役)
	・ 強姦罪の構成要件の見直し (行為者・被害者の性差の解消、対象行為の一定の性交類似行為(※1)への拡張)	行為者及び被害者の性別を問わず性交等(性交、肛門性交、 <u>口腔性交</u>)を重い処罰の対象とする
	・ <u>地位・関係性(※2)</u> を利用した性交等に関する罰則の創設	18歳未満の者の監護者であることによる影響力に乗じて性交等をした場合の罰則を新設
消極意見 が多数	・ 強姦罪等の暴行・脅迫要件の撤廃・緩和 ・ 性犯罪に関する公訴時効の撤廃・廃止 ・ 配偶者間における強姦罪の成立の明示 ・ 刑法の性犯罪関係条文の位置の見直し	要綱（骨子）には盛り込まれず
賛否拮抗	・ いわゆる性交同意年齢の引上げ	

(※1) 具体的な意見としては、肛門性交、口腔性交、指や異物の膣及び肛門への挿入など。

(※2) 具体的な意見としては、親子、近親関係、教師と生徒、雇用関係、障害者施設職員と入所者、医師と患者、スポーツのコーチや協会役員等と選手など。

(出所) 性犯罪の罰則に関する検討会「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書(平27.8.6)、法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会第1回会議(平27.11.2)配布資料1「諮問第101号」、法制審議会第177回会議(平28.9.12)配布資料1「要綱(骨子)」より作成

(2) 法案の提出と審議経過

政府は、法制審議会答申を踏まえて立案作業を進め、第193回国会の平成29年3月7日、「刑法の一部を改正する法律案」(以下「改正案」という。)を衆議院に提出した。

⁸ 「法制審部会 父母による性犯罪を処罰 被害者団体 対象拡大求める声も」『読売新聞』(平28.6.24)、「性犯罪厳罰化 要綱答申 当事者抜きで決めないで 被害者の屈辱 反映を」『東京新聞』(平28.11.27)等

⁹ 「強姦罪など告訴不要に 法制審答申案 性犯罪厳罰化へ」『朝日新聞』(平28.6.17)等

衆議院では、同年6月2日に本会議において改正案の趣旨説明聴取、質疑が行われた後、同6日に法務委員会において提案理由説明聴取、同7日に対政府質疑、修正案の趣旨説明聴取及び採決が行われ、全会一致をもって修正案及び修正部分を除く原案が可決、同8日の本会議において全会一致をもって修正議決された。なお、法務委員会において6項目の附帯決議が付された¹⁰。参議院では、同15日に法務委員会において改正案の趣旨説明聴取（政府及び修正案提出者）、対政府質疑、同16日に参考人質疑、討論が行われ、全会一致をもって可決、同16日の本会議において全会一致をもって可決され、成立した（図表2参照）。なお、法務委員会において9項目の附帯決議が付された（図表3参照）。

図表2 刑法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第72号）の概要

刑法の一部を改正する法律の概要
（平成29年7月13日施行）

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等（新法第177条、第178条2項、第181条等関係）

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交（性交等）に改め、その罪名を「**強制性交等罪**」とした。
※ 旧法は、「女子」に対する「姦淫」（膣性交）のみを強姦罪として重い処罰の対象としていた。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし、同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とした。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設（新法第179条等関係）

- ・ 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設けた。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等（新法第241条等関係）

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は、その先後を問わず、無期又は7年以上の懲役に処することとし、その罪名を「**強盗・強制性交等罪**」とした。
※ 旧法では、
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役（強盗強姦罪）
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役（強姦罪と強盗罪の併合罪）

④ 強姦罪等の非親告罪化（旧法第180条等関係）

- ・ 強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とするとともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とした。

※ 3年後検討条項（改正法附則第9条）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（出所）法務省ホームページ「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書 別紙1」〈<http://www.moj.go.jp/content/001318155.pdf>〉

¹⁰ 衆議院ホームページ「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuC902012E465436A34925813D001C83EE.htm〉を参照

図表3 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院法務委員会・平29.6.16）

- 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
 - 二 刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
 - 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
 - 四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
 - 五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
 - 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。
 - 七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。
 - 八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。
 - 九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。
- 右決議する。

3. 改正法等の見直しに関する主な論点の国会論議

国会における改正案の審議では、被害者団体等の要望を踏まえて引き続き検討を求める

意見が多く出され、改正法附則第9条の追加修正や附帯決議につながった¹¹。その中で、特に刑事法の見直しを要する論点について、改正法施行後の議論も交えながら紹介する。

(1) 暴行・脅迫要件等の緩和・撤廃（不同意性交の処罰）

強姦罪等における暴行・脅迫要件等の緩和・撤廃¹²については、被害者団体等から強く要望されてきた論点であり¹³、改正案の審議の中で最も多く取り上げられた。

ア 暴行・脅迫要件を維持する理由、合理性、判例の要件解釈の妥当性

強姦罪の対象行為を改めて罪名が変更された強制性交等罪は、暴行・脅迫要件については強姦罪の規定が維持された。その理由、合理性について、法務省は、強姦罪における暴行・脅迫は、その保護法益である性的自由又は性的自己決定権を侵害する行為であることを示す客観的な要件であり、その程度は、判例上¹⁴、反抗を著しく困難ならしめる程度のものであれば足りると解され、具体的には、被害者の年齢、精神状態のほか、行為の場所の状況、時間等諸般の事情を考慮し、被害者が恐怖感から抵抗できない場合にも、事案に即した適切な判断がなされていると考えていることから、このような客観的な要件を定めていることには合理性がある旨述べている¹⁵。

そこで、反抗を著しく困難ならしめる程度という判例解釈自体の妥当性が問われたが、法務省は、反抗を著しく困難ならしめる程度のものであるかについては、具体的な状況によって、確かに、単にそれのみを取り上げて観察すれば当該程度には達しないと認められるものであっても、行為の時間、場所、諸般の事情によっては当該程度の暴行・脅迫が認められ得ると考えている旨答弁している。さらに、現に判例でも、例えば手首をつかんで引っ張る、背後から抱きつく、ソファーに押し倒すなどの有形力の行使のみが認定された事案で、被告人と被害者の体格差や、犯行場所に二人きりであったなどの事

¹¹ 附則第9条の趣旨について、修正案提出者は、性犯罪に対処するための施策全般について改正法が施行されてから政府に対し検討を求めているものであり、その施策全般とは、①処罰規定の整備（構成要件の見直し、監護者性交等罪の主体の拡大、性交同意年齢の引上げ、暴行・脅迫要件の緩和、公訴時効の停止など、今回法制審議会や検討会から色々な意見があった中で成案が得られなかったもの）、②性犯罪被害者の支援策（ワンストップ支援センター、司法面接、いわゆるレイプシールドといった考え方）、そういうあらゆる施策を引き続き検討していくという趣旨を込めた旨説明している。また、今回の附帯決議の大方は与党から提案された旨の発言もあった（第193回国会衆議院法務委員会議録第21号28～29頁（平29.6.7））。

¹² 強姦罪について定める刑法旧第177条「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。（以下略）」、強制わいせつ罪について定める刑法第176条「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。（以下略）」においては、個々の判例等における暴行・脅迫の認定が厳しく、本来処罰されるべき事案が無罪等になっているのではないかと、検討会では、暴行・脅迫要件を緩和、撤廃すべきか、また、その場合には刑法第178条の準強制わいせつ罪及び準強姦罪における心神喪失・抗拒不能要件についても見直すべきかが議論された（性犯罪の罰則に関する検討会「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書（平27.8.6）18頁）。

¹³ 参議院法務委員会に出席した刑法性犯罪を変えよう！プロジェクトの山本潤参考人は、様々な問題が積み残されているが、最も大きな問題と感じているのは暴行・脅迫要件である、（附則第9条に基づく）3年後の検討で暴行・脅迫要件が撤廃されなければ、被害者の意思を無視することが繰り返されることになる旨述べ、暴行・脅迫要件の見直しを訴えた（第193回国会参議院法務委員会議録第20号4頁（平29.6.16））。

¹⁴ 最判昭33.6.6 最高裁判所裁判集刑事126号171頁

¹⁵ 第193回国会衆議院本会議録第31号4頁（平29.6.2）、同国会衆議院法務委員会議録第21号22頁（平29.6.7）

情を踏まえ、当該程度の暴行・脅迫があったと認定されている事案がある旨答弁している¹⁶。また、反抗を著しく困難ならしめる程度の暴行・脅迫の立証が足りないとして無罪となった事案でも、暴行・脅迫要件のみが認められなかったのではなく、被害者の供述の信用性がその事案において認められなかったり、被害者が性交に同意していた可能性が否定できないことを理由としているものもある旨の発言があった¹⁷。

法務省の答弁に対し、暴行・脅迫が抵抗を著しく困難にする程度のものとは言えず無罪判決が出された2つの判例¹⁸を具体例に挙げて、被害者に寄り添った判断をする判例もあれば疑問が呈されるような判例もあり、このような幅の広い解釈が当てはめの中でされるということは、構成要件の設定にやはり問題があるのではないかとし、暴行・脅迫要件を被害者の声に寄り添って検討し直すべきである旨の意見が出された¹⁹。

イ 暴行・脅迫要件を撤廃して不同意を構成要件にすることの当否

暴行・脅迫要件を撤廃することについて、法務省は、かえって弊害が生じるおそれがあるため慎重な検討が必要であるとしている。具体的には、現時点で暴行・脅迫要件は柔軟に解釈、運用されていると考えており、仮に暴行・脅迫がなくても、被害者の抗拒不能、すなわち物理的・心理的に抵抗が著しく困難な状態での性交は、同じ法定刑である準強姦罪が成立するので、暴行・脅迫のみが障害となって処罰されないという状況にはないとした上で、暴行・脅迫要件を撤廃した場合、犯罪行為は不同意の性交となり、外形的な行為がない状況で被害者が同意していなかったことを検察官が立証しなければならないが、内心の立証、認定は難しく、加害者側に故意があったとの立証も難しいため、場合によっては冤罪が生じるおそれもある旨述べている²⁰。これに対し、加害者側に同意があったことの挙証責任を負わせるべきとの意見も出されたが、法務省は、刑事訴訟法においては全て検察官が挙証責任を負うのが大原則であり、その部分について挙証責任を転換するのは刑事訴訟法の基本構造との関係で問題が大きい旨答弁している²¹。

また、暴行・脅迫という文言そのものを見直すことについて、参議院法務委員会に出席した参考人からは、文言を修正する余地はあると考えているが、ある種、刑法典は色々な犯罪で暴行・脅迫を実行行為にしており、もし性犯罪について暴行・脅迫を修正するというのであれば、別の犯罪についても実行行為の内容を大幅に修正、検討する必要がある旨の発言があった²²。

ウ 不同意性交を暴行・脅迫等の要件なく処罰する諸外国の規定

諸外国には不同意性交の処罰規定があることを理由に、日本でも同様の法改正をすべきとの意見が、改正案及び改正法施行後の議論の中で出ている。法務省は、諸外国の法

¹⁶ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号22頁（平29.6.7）

¹⁷ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号4頁（平29.6.7）

¹⁸ 東京高裁平成26年9月19日判決及び鹿児島地裁平成26年3月27日判決が具体例として挙げられた。

¹⁹ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号22～23頁（平29.6.7）

²⁰ 第193回国会参議院法務委員会議録第19号18～19頁（平29.6.15）

²¹ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号36頁（平29.6.7）

²² 東京大学大学院法学政治学研究科教授橋爪隆参考人発言、第193回国会参議院法務委員会議録第20号9頁（平29.6.16）

制度について網羅的に把握しているものではないとしつつ、以下のとおり説明している。

ドイツについては、2016（平成28）年改正後の刑法第177条第1項において、他の者の認識可能な意思に反して、この者に対して性的行為を行うなどした者につき、6月以上5年以下の自由刑に処することとされ、行為者が被害者に対して暴行・脅迫を用いた場合等には1年以上の自由刑を言い渡すものとされている、これらの処罰規定は性的行為を対象とするものであるが、犯情の特に重い事案（行為者が被害者と性交した時等）では2年以上の自由刑を言い渡すものとされている旨説明している²³。ただし、ドイツの例については、日本でも、被害者の拒絶の意思が認識可能なほどにあらわれている状況で性交等に及んだ場合には、その過程での行為が暴行又は脅迫と認められるものと考えているので、ドイツのような法改正が日本でも有効かどうかは、その運用の実情を見る必要がある旨の発言もしている²⁴。

イギリスについては、2003（平成15）年、性犯罪法第1条において、人が男性器を他人の女性器等に故意に挿入したこと、その他人が挿入に同意していなかったこと、かつ行為者は他人が同意していると合理的に信じていないこととという要件を満たす場合にはレイプの罪が成立し、最高で終身刑に処することとされている旨説明している²⁵。

スウェーデンについては、2018（平成30）年改正後の刑法において、自発的に性行為に参加していない者との間で性交等を行った場合はレイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合は過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処することとされている旨説明している²⁶。

エ 改正法施行後の議論

改正法施行後の平成31年3月、性犯罪事件の無罪判決²⁷が4件続いたこと等を契機に、再び暴行・脅迫要件等の見直しに関する議論が活発化した²⁸。特に、当該4件の判決のうち暴行・脅迫あるいは抗拒不能要件が争われた3件は、いずれも意に反した性交という点は認められたことから、同意がないことの立証・認定は不可能だと言われることがあるがそのようなことはないとして、不同意性交を処罰すべきとの意見も出された²⁹。

また、前述の無罪判決の1つである静岡地裁判決は、当時12歳の知的障害を持つ被害者の証言が信用できないというのを主な理由とするものであったこと等を踏まえ、障害

²³ 第198回国会参議院予算委員会会議録第14号35頁（平31.3.26）

²⁴ 第193回国会衆議院本会議録第31号7頁（平29.6.2）

²⁵ 第198回国会参議院予算委員会会議録第14号35頁（平31.3.26）。なお、検討会では、イギリスの強姦罪においては不同意を要件としており、暴行・脅迫は要件ではないが、顔見知り間の性犯罪の通報が増えたことにより同意の有無が争われやすくなり、有罪率が下がった旨の報告がされている（性犯罪の罰則に関する検討会「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書（平27.8.6）20頁）。

²⁶ 第200回国会参議院法務委員会会議録第3号19頁（令元.11.12）

²⁷ 福岡地裁久留米支部平成31年3月12日判決（二審（福岡高裁令和2年2月5日）は懲役4年の実刑判決）、静岡地裁浜松支部平成31年3月19日判決（無罪確定）、名古屋地裁岡崎支部平成31年3月26日判決（二審（名古屋高裁令和2年3月12日）は懲役10年の実刑判決）、静岡地裁平成31年3月28日判決（検察側控訴）

²⁸ 第198回国会参議院予算委員会会議録第14号34～35頁（平31.3.26）、同国会衆議院法務委員会会議録第16号15～17頁（令元.5.15）、同国会衆議院法務委員会会議録第20号22～23頁（令元.5.29）、第200回国会衆議院法務委員会会議録第8号14、19～22頁（令元.11.15）等

²⁹ 第200回国会参議院法務委員会会議録第3号19頁（令元.11.12）

に乗じた性犯罪規定の創設や、被害者が障害者であったことの構成要件化を検討すべきである旨の意見も出された³⁰。

被害者支援の現場から、警察において、暴行・脅迫がなければ被害届の受理を拒否するケースが少なくないとの指摘がされていることを理由に、暴行・脅迫要件の見直しが必要との意見も出された。この被害届の受理について、警察庁は、強制性交等罪の構成要件である暴行・脅迫要件に該当するか否かは捜査を尽くさなければ判明しないことから、申告の段階でこれに当たらないことが明らかである場合等を除き、被害の届出に対しては即時受理し、適切に捜査を行うよう都道府県警察に指導しており、引き続き、被害者の心情に配慮した適切な対応が徹底されるよう指導していきたい旨述べている³¹。

法務省は、暴行・脅迫要件等の見直しを求める意見に対し、前述（１）ア、イに記載する理由から平成29年の刑法改正時には改正がされなかったものの、他方で、改正法附則第9条で政府において検討を加えるとされたことから、現在、実態調査WGにおいて実態把握を進めており、具体的な検討対象を現時点で答えることは困難であるが、実態調査WGの調査結果や被害者団体等から寄せられた様々な指摘等を見て、法の不備、法の隙間がないように検討を進めたいという趣旨の発言をしている³²。

その後、令和2年3月3日、実態調査WGが取りまとめ骨子案と題する中間取りまとめを公にしたことに伴い、ヒアリング等で指摘された課題としてどのような点を整理したのかが問われ、法務省は、刑事の実体法関係では①暴行・脅迫要件や心神喪失・抗拒不能要件の撤廃、②地位・関係性を利用した犯罪の創設等について指摘がされており、刑事の手続法関係では③公訴時効の見直し、④司法面接的手法を用いた聴取の録音・録画を公判での証言に代えて証拠とすることができる制度の創設、⑤起訴状等において性犯罪の被害者等の氏名を記載する制度の創設等について指摘がされている旨答弁した³³。

（２）地位・関係性を利用した性交等に関する罰則の見直し

ア 処罰対象となる主体の範囲

新設された監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（改正法第179条）は、監護者が、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力に乗じて、その者に対しわいせつな行為あるいは性交等をした場合、暴行・脅迫がなくかつ心神喪失・抗拒不能に乗じたものでなくても、強制わいせつ罪ないし強制性交等罪と同様に処罰することとしたものである。当該罪については、これまで立証が困難であった家庭内の子供に対する性犯罪をより適切に処罰できるものと評価される一方³⁴、検討会で新設することへの積極意見が多かった、地位・関係性を利用した性交等に関する罰則の処罰対象が「現に監護す

³⁰ 第200回国会衆議院法務委員会議録第12号21頁（令元. 11. 27）、同国会衆議院法務委員会議録第8号15～16頁（令元. 11. 15）

³¹ 第201回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号21頁（令2. 2. 25）

³² 第200回国会参議院法務委員会議録第3号18～19頁（令元. 11. 12）、第201回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号22頁（令2. 2. 25）等

³³ 第201回国会参議院法務委員会議録第3号（令2. 3. 24）

³⁴ 第193回国会参議院法務委員会議録第19号12頁（平29. 6. 15）

る者」に限定されたことから、「現に監護する者」の範囲について様々な意見が出された。

「現に監護する者」について、法務省は、法律上の監護権に基づくものではなくても、事実上、現に18歳未満の者を監督し保護する関係にあれば該当し得るとし、具体的な判断基準としては、同居の有無、居住場所に関する指定等の状況、指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出等の経済的な状況、未成年者に関する諸手続を行っているかといった諸事情を考慮して個別の事案で判断される旨説明している³⁵。

これに関し、学校の先生が監護者に該当するかが問われた。法務省は、一般論として、通常はその児童生徒との間に生活全般にわたる依存、被依存ないし保護、被保護の関係が認められないことから、現に監護する者には当たらない場合が多い旨述べているが³⁶、年端のいかない学生にとって学校という場は、生活の全般ではないがほとんど自分の世界がそこにあるという、自分の意思で逃れられない1つの社会であり、そこで起こる事案の中には、現に監護する者の中に先生が入ってしかるべき事例が相当あるのではないかとの意見に対しては、現に監護する者とは、学校の先生に限らず、ケース・バイ・ケース、具体的ケースに応じて見ていかなければ分からない旨答弁した³⁷。

(監護者に該当しない) 祖父や兄からの性暴力についても、被害の深刻さから実態把握を行うべきとの意見も出された。これについて、法務省は、今回様々な議論がある中で、監護者において監護者性交等罪というものをつくったが、施行後3年後を目途とした検討の際には、当該罪の運用状況を実際の被害実態との比較において検討し、祖父と孫、兄と妹といった関係についても被害実態を十分に把握した上で検討していく旨述べている³⁸。また、参議院法務委員会に出席した参考人からも、監護者性交等罪については家庭内の性被害を十分に防止するという観点から提案しているので、実際の適用状況を常に検討し、もし不備があるなら更に検討を加えていきたい旨の発言があった³⁹。

イ 監護者性交等罪の被害者の年齢

19歳の実子への準強制性交等罪に問われた父親に対する名古屋地裁岡崎支部の無罪判決(前述(1)エ参照)について、被害者が19歳であるために監護者性交等罪が適用されなかったこと、父親が長年性的虐待をしていた点については裁判で認定されていたこと等から、監護者性交等罪が18歳未満の者に対する要件となっていることへの疑問が呈された⁴⁰。これに対し、法務省は、監護者性交等罪について、精神的、経済的に依存している監護者の影響力がある状況下での性交等は、それに抵抗なく応じたとしても、その意思決定は精神的に未熟で判断能力に乏しい者に対する影響力が作用してなされたものであり自由な意思決定とは言えないという考え方でつくられているとし、18歳未満を

³⁵ 第193回国会参議院法務委員会会議録第19号3頁(平29.6.15)

³⁶ 同上、第193回国会衆議院本会議録第31号4頁(平29.6.2)

³⁷ 第193回国会衆議院法務委員会会議録第21号24頁(平29.6.7)

³⁸ 第193回国会参議院法務委員会会議録第19号21頁(平29.6.15)

³⁹ 東京大学大学院法学政治学研究科教授橋爪隆参考人発言、第193回国会参議院法務委員会会議録第20号11頁(平29.6.16)

⁴⁰ 第198回国会衆議院厚生労働委員会会議録第11号23頁(平31.4.19)、同国会衆議院本会議録第23号20頁(令元.5.10)

要件としたのは、一般的に、高校卒業程度になると精神的、経済的依存が弱くなること、18歳に達すると精神的に相当程度成熟すると考えられること、児童福祉法等も18歳未満の者を保護の対象としていることを踏まえた旨説明している。その上で、まずは実態調査WGにおいて被害の実情把握を進めていきたい旨述べている⁴¹。

(3) 強制性交等罪の処罰対象行為の拡大

改正案では、女性に対する姦淫すなわち性交のみを犯罪行為としていた強姦罪について、行為者及び被害者の性別を問わず、性交のほかにも肛門性交及び口腔性交をも含むこととし、その罪名を強制性交等罪に変更したが、処罰対象行為が男性器の挿入行為に限定され、指や異物の挿入行為が除外されたことについては、批判も出された。

まず、異物等を膣、肛門へ挿入される行為は、被害者にとっては性的な侵襲があったという点で性交と深い傷を負う強姦と変わらず、被害者の人格や尊厳、心身を守ることも強制性交等罪の保護法益と考えれば、処罰対象行為に含めるべきではないかとの意見が出された。これに対し、法務省は、刑法上の罪の保護法益は一定程度具体化された利益として把握されており、被害者の人格や尊厳を犯す犯罪は性犯罪に限られないことから、人格や尊厳を性犯罪の保護法益とするのは抽象的に過ぎると考えており、強制性交等罪の保護法益は性的自由又は性的自己決定権であると考えているとした上で、膣や肛門への異物等の挿入行為は、異物にも様々なものがありその被害の重大性が一律に性交等と同等とまでは言い難いことから、強制性交等罪の処罰対象とはしておらず、当該行為は強制わいせつ罪等により事案の実態に即した対処がなされるべきと考えている旨答弁した⁴²。

諸外国の法制度と比較して、日本では男性器以外の挿入は強制性交等罪よりも法定刑が軽い強制わいせつ罪になることから、今回の処罰対象行為は、家父長制度のもとで男系の血統の維持を目的とした従前の強姦法の考え方を引きずったものだという趣旨の指摘もされたが、法務省は、異物の挿入行為は異物にも様々なものがあり、典型的に強制わいせつよりも重く処罰する異物の範囲を定めることは困難であること、また、その異物の性状や行為態様に応じて、法定刑の上限が懲役10年である強制わいせつの枠内で事案の実態に即した対処が可能であること、さらに、異物の挿入が今回でいう強制性交等罪と全て同質の当罰性があるとは考えていないことから、このような異物挿入行為を特別の類型にしなかったものであり、男性器の挿入にこだわっているものではない旨述べている⁴³。

子供に対する性犯罪の実態を踏まえると、特に13歳未満の被害者に限定して異物等の挿入行為を強制性交等罪に含めるべきとの意見も出されたが、法務省は、異物の物次第あるいは挿入の仕方によっては極めて男性器が挿入される場合と同程度の身体的に濃厚な接触を強いられる態様があるのはそのとおりであるが、どこまでの範囲をこれまでの強姦罪と同等に処罰すべきかとなると、あらゆる異物の挿入行為を処罰することや、重く処罰する行為の外延を定めることは困難であるため、男性器の挿入に限定して加重することとした

⁴¹ 第198回国会衆議院厚生労働委員会議録第11号23～24頁（平31.4.19）

⁴² 第193回国会衆議院本会議録第31号3～4頁（平29.6.2）

⁴³ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号36頁（平29.6.7）

とした上で、この点は被害者が13歳未満の者であっても同様である旨述べている⁴⁴。

(4) 性犯罪に関する公訴時効の見直し

現行法では、強姦罪（改正後の強制性交等罪）の公訴時効期間は10年、強制わいせつ罪は7年であるが、未成年への性犯罪は成人した後に被害を認識できるようになる可能性があることから、被害者が成人若しくは自立してから被害申告ができるよう、未成年者を対象に時効を一定年数停止することを検討すべきとの意見が出された。これについて、法務省は、時の経過による証拠の散逸等に基づく法的安定の要請と犯人処罰の要請の調和という公訴時効制度の趣旨等に鑑みると、未成年者を被害者とする性犯罪についてのみ公訴時効を停止する制度を設けることには慎重な検討を要するとしている⁴⁵。

これに対し、未成年者の性被害については、13歳未満は同意があっても犯罪が成立するという特殊な法規定が置かれ、ほかの犯罪態様と異なっていることから、13歳未満の者は性交等に関する有効な同意ができるまでの能力に至っていないことを法自らが認めているのに、性被害を認識できないまま時効だけが進行し、認識できる年齢になり、能力を身につけた時には時効が完成しているというのは、法の中で矛盾しているし、正義にもとめるのではないかとの意見が出された。これについて、法務省は、13歳未満の者について暴行・脅迫等を伴わなくても強姦罪が成立するとされているという点と時効制度をどのように考えるかということとは直接結びつかない話だとした上で、子供の記憶は変容のおそれが大きいいため、公訴時効を停止したとしても、証拠の散逸あるいは記憶の変容から犯人処罰の要請というものを満たすことにはなりにくいことから、性犯罪に限って公訴時効を停止する合理的な理由は見いだせない、やはりこういった問題については、公訴時効の制度をもって解決するのではなく、被害者を救済するためには早期に児童の性的虐待を発見、顕在化して、適切に刑事手続につなぐことが重要と考えている旨答弁した⁴⁶。

しかし、政府答弁は性被害特有の事情を踏まえていないとして、諸外国の法制度も例に挙げながら、被害者防御、冤罪というリスクを何ら落ち度のない未成年者の性犯罪被害者に全て転嫁させて、裁判で事実を明らかにする努力を国家、社会、政府が放棄するというのは正義に反するので、当該制度を積極的に検討していくべきとの意見が出された⁴⁷。

(5) 配偶者間における強制性交等罪成立の明記

国連女子差別撤廃委員会から、日本に配偶者間レイプを犯罪とする規定がないことについて指摘があったにもかかわらず、その点の改正がされなかったことについて問われた法務省は、現行刑法の文言上、配偶者間における強姦罪（改正後の強制性交等罪）の成立は全く否定しておらず、これに反対する判例もないことから、そのような確認規定を置く必

⁴⁴ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号42頁（平29.6.7）、同国会衆議院本会議録第31号8頁（平29.6.2）

⁴⁵ 第193回国会衆議院本会議録第31号4頁（平29.6.2）

⁴⁶ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号21頁（平29.6.7）

⁴⁷ 同上。例に挙げられた諸外国の法制度は、イギリスは性犯罪について公訴時効がなく、フランスと韓国は、未成年者に対する強姦の時効は成年に達してから進行し、ドイツは、主たる性犯罪について、被害者が21歳になるまで時効が停止するというものである。

要はないと判断し、むしろ、現在否定されていない状況の中で配偶者間に限って明文規定を設けた場合、配偶者以外の親密な関係では強姦罪（改正後の強制性交等罪）が成立しないかのような誤解を招きかねず、かえって問題が生じ得るとの意見もあった旨答弁した⁴⁸。

これに対し、例えば、婚姻関係の破綻がなければ強姦罪は成立しないとの誤解を招きかねない広島高裁の判例や、性交渉を夫の妻に対する権利の行使と捉えているような東京高裁の判例があるとして、明文規定を置く必要性はあるとの指摘もされている⁴⁹。

また、明文規定を設けることで、夫婦間であっても性的自由が尊重されなければならないとのメッセージを発するのは社会的意義があるとの意見も出されたが、法務省は、そのようなメッセージを示すために法文に書き込むということは、前述のような弊害もあることからやはり適切ではないとした上で、配偶者間でも強制性交等罪は成立するというメッセージを社会に対して発信していく必要性は全くそのとおりであるので、広報啓発活動で行っていくのが相当である旨答弁した⁵⁰。

（6）性交同意年齢の引上げ

刑法第176条、第177条は、13歳未満の者について、一律に、性的行為に関して同意、不同意を決する十分な判断能力がないものとして、暴行・脅迫がなくても強制性交等罪が成立することとしており⁵¹、この年齢を性交同意年齢という。性交同意年齢については、若年層に対する性犯罪への厳正な対処という観点から、第3次男女共同基本計画等⁵²でも検討が求められてきたが、結局見直しはされなかった。

13歳が性交について真の同意をすることが可能かについて問われた法務省は、13歳の者の心身の発育の程度には個人差があると思われるが、（性交同意年齢の）年齢を引き上げることは、若年者の性的自由を過度に制約する側面がある一方、未成熟な児童については児童福祉法や条例により保護が図られていること等を考慮し、今回の改正案ではこの年齢の引上げを行うことはしなかった旨答弁した⁵³。

これに対し、一般的に日本人よりも未成年者の成熟度が早いと言われている欧米諸国の性交同意年齢は15、16歳が通常で、それだけ国家として子供を性的被害から保護しているのに、日本は明治時代の13歳にとどめておいてよいのか、欧米諸国、韓国等と比べて日本の子供は性犯罪からの保護レベルが低いのではないかとの意見が出されている⁵⁴。

⁴⁸ 第193回国会参議院法務委員会会議録第19号20頁（平29.6.15）

⁴⁹ 第193回国会衆議院法務委員会会議録第21号24頁（平29.6.7）。なお、具体例として挙げられた判例は、広島高裁松江支部昭和62年6月18日判決及び東京高裁平成19年9月26日判決である。

⁵⁰ 第193回国会参議院法務委員会会議録第19号20頁（平29.6.15）

⁵¹ 第200回国会衆議院法務委員会会議録第12号20頁（令元.11.27）。同会議録における法務省刑事局長答弁によると、この年齢は、明治13年の太政官布告では12歳未満と規定されていたが、現行刑法が制定された明治40年に13歳未満に引き上げられた。13歳未満とされた理由については、当時の刑法改正案理由書において、女子発育の程度を探究した結果改正を加えたるものなり、などとされているとのことである。

⁵² 第3次男女共同参画基本計画（平22.12.17）74頁、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議（平27.11.2）配布資料5「国連の各委員会による性犯罪の罰則等に関する最終見解」

⁵³ 第193回国会衆議院本会議録第31号4頁（平29.6.2）

⁵⁴ 第193回国会衆議院法務委員会会議録第21号37頁（平29.6.7）

(7) 刑法の性犯罪に関する条文の位置

刑法における性犯罪に関する条文の位置については、現行法では公然わいせつ罪（刑法第174条）などの社会的法益に対する罪と同じ第22章「わいせつ、姦淫及び重婚の罪」の中に規定されていることから、検討会のヒアリングにおいて、強姦罪の保護法益は個人法益である性的自由とされており、矛盾しているのではないかと、魂の殺人とも言われる強姦罪等の罪は殺人の章の次に置くべきではないか等の意見が出されていたが、消極的意見が多かったため⁵⁵、結局見直しはされなかった。法務省は、改正案の審議の中で、刑法典は必ずしも保護法益ごとに章立てされているものではないこと等から、現時点で、強姦罪等の条文の位置を変更する必要はない旨述べている⁵⁶。

(8) 公判段階における被害者のプライバシー保護等のための手続

ア 起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置の検討

改正案の審議では、捜査、公判段階における被害者への配慮や二次被害の防止に関する質疑が多く行われた。その中で、起訴状に被害者の氏名を書かずに起訴された強制わいせつ致傷の事案において、公訴事実ができる限り罪となるべき事実を特定したものであるとして刑事訴訟法第256条第3項違反になったという平成28年6月の福岡高裁宮崎支部判決があったことから、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の附則第9条第3項で定める起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置の検討について、慎重かつ速やかに行ってほしいとの要望が出された⁵⁷。

法務省は、現行の刑事訴訟法でも、被害者の氏名、実名を起訴状の公訴事実には必ず記載しなければならないとしているわけではなく、審判の対象を特定し被告人に防御の範囲を示すという趣旨を害しない範囲で、被害者保護のためにその氏名を秘匿することは可能であり、現にそういう運用があると承知しているが、平成29年3月から、最高裁、法務省、日弁連、警察庁で構成する刑事手続に関する協議会を立ち上げ、幹事会を設けて、当該措置について意見交換を行っており、引き続き検討を進めていく旨述べている⁵⁸。

イ レイプシールド法導入の要否

平成25年7月、鹿児島地裁の準強姦の強制起訴事件において、裁判長による被害者のプライバシーをさらすような質問が行われ、指定弁護士から異議が出される事態が起きたことから、我が国でもレイプシールド法のような仕組みを採用するべきとの意見が出された。これに対し、法務省は、いわゆるレイプシールド法というのは、被害者の性的経験や傾向に関する証拠を裁判に提出することを原則として禁止する外国の法制度であるが、我が国がこれを採用するかについては、憲法で保障されている被告人の反対尋問権の制約になるおそれがあることや、現行の刑事訴訟法で、事件に関係のない被害者の

⁵⁵ 性犯罪の罰則に関する検討会「「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書」（平27.8.6）37頁、同検討会第7回会議議事録（平27.2.27）17頁

⁵⁶ 第193回国会衆議院本会議録第31号7頁（平29.6.2）

⁵⁷ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号7頁（平29.6.7）

⁵⁸ 第198回国会衆議院内閣委員会議録第22号24頁（令元.6.12）

性的な経験や傾向に関する尋問等については裁判長の適切な訴訟指揮によって制限することが可能であり、そのように予定されていることから、現時点において、レイプシールド法については、その要否を含めて慎重な検討を要する旨述べている⁵⁹。

ウ 児童が被害者である場合の司法面接

性犯罪被害児童に対しては、心身の負担を軽減しつつ、児童の心情や特性を理解した事情聴取を行う必要があるとして、いわゆる司法面接に関する質疑も多くなされた。

法務省は、被害者が児童である場合の配慮について、例えば、事情聴取に際し、児童相談所、警察及び検察の三者間で協議をし、いずれかが代表して聴取を行い、被害児童の負担を軽減する等の取組をしている旨述べている⁶⁰。そして、司法面接という言葉には様々な意味があり、制度として司法面接というものを構築すべきとの意見の中には、捜査段階で児童の性犯罪の被害者を事情聴取、あるいはビデオで録音、録画した場合に、公判でもう一度その被害児童が証人として尋問を受けることがないよう、直接の証言に代えてそれを証拠として採用できるという制度が司法面接であるとしているが、それについては刑事訴訟法で規律する必要があるもので、現在三者間で取り組んでいるものについてはそこまでの内容は含んでいない、例えば捜査段階で聴取した録音、録画の記録媒体が必ず証拠になるということを制度化するのは、憲法で保障されている被告人側の防御権、反対尋問権との関係で非常に大きな議論がある旨述べている⁶¹。

4. おわりに

以上のように、国会では、被害者に寄り添った刑事法改正の必要性が多く指摘されてきた。森法務大臣も、今国会（第201回国会）の法務委員会における大臣所信において、法務行政の抱える諸課題の一番最初に性犯罪の問題を掲げ、フラワーデモ⁶²に言及しながら性犯罪根絶に向けた取組への強い意欲を示しており⁶³、令和2年3月に立ち上げた「性犯罪に関する刑事法検討会」では、被害者の立場の方を委員に選任した⁶⁴。諸外国で不同意の性交等を処罰する法改正がされた背景の1つには、NGOや女性団体による運動やロビイング活動があったとされるが⁶⁵、日本でも同じような流れが起こるのか、これから始まる当該刑事法検討会の議論を注視していきたい。

(うちだ あやこ)

⁵⁹ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号34頁（平29.6.7）

⁶⁰ 第193回国会衆議院本会議録第31号6頁（平29.6.2）

⁶¹ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号31頁（平29.6.7）

⁶² フラワーデモとは、花を手に街頭に立ち、性被害の経験者やその支援者が自らの経験を語るなどし、その思いを共有するとともに、性犯罪、性暴力撲滅を訴えるもので、平成31年3月に性犯罪無罪判決が続いた事を受けて同年4月11日に東京で始まったのを機に、毎月11日の開催ごとに全国へ広がっていった。

⁶³ 第201回国会参議院法務委員会会議録第1号2頁（令2.3.10）

⁶⁴ 法務省ホームページ・前掲脚注3

⁶⁵ 小沢春希「強制性交等罪の構成要件緩和」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』1076号（2019.12.17）3、9頁